

地域の底力が まちを変えた

堀尾正明さんによる基調講演

私は、NHKの「ご近所の底力」という番組で、「どんなアイデアだったか、思ったまちづくりができるのだろうか」を取材してきました。同番組は、「今まで行政や警察、消防などに、我々が依存していた、サービスに頼っていたけれども、これからは、自分たちで動き出していかな

ければいけないのではないか」という、気づきを一つのヒントとして、皆さんに示した番組だと思います。この「地域おこし」、「住民運動」などは、21世紀になって非常に活発になりました。その理由の一つは、皆さんもご存じだと思いますが、「人口減少」です。一昨年の日本の「合計特

3月20日、市民と行政が一体となって地域の問題を考え、まちづくりを話し合う機会として、「あなたが主役のまちづくり」と題したフォーラムを、鳴門地域地場産業振興センターで開催しました。基調講演を元NHKアナウンサーの堀尾正明さんが行い、その後、市民、議会、行政の各代表が参加したパネルディスカッションが行われました。その概要をお伝えします。また、3月に公布された自治基本条例を掲載します。

殊出生率」は1.37です。日本はどれくらいのペースで人口が減っているかと言うと、44年後には、今よりも大体3900万人少なくなり、これは兵庫・大阪・中国・四国・九州と沖縄の人口を足したくらいの数字で、つまり大阪から西の人が誰もいなくなってしまうということです。そうになると、税収、労働生産人口が減ります。年金や医療にかかるお金は増えますから、今の2倍の税金を払わないと、国や地方自治体の税金制度は保てなくなります。今はごみを行政が持つていってくれますが、自分たちで集めて、町内会の会費で処分するという時代が来るかもしれません。それともう一つの理由は、住民の要望が多種多様になってきたことです。行政は「公平性」が大切で、「本当に施策に足りうるものなのか」を審議しなければなりませんから、時間的なロスも出ます。だから、今のうちに住民たちが主体的に動き、いろんなアイデアを持って、まちをつくりあげていくというノウハウを持つべきだと思います。ですから、自治基本条例などはとても意味のあることだと思います。

今回の大震災では、行政機能が全く機能しなくなった所がたくさんありました。どことも「津波警報が出たので、高台に逃げて下さい」というのはしていますが、これまで何度か警報が出て津波が来なかったため、「今回も大丈夫だろうなあ」というように思っていたそうです。それで「いつもと様子が違うぞ」と思って見たら波が高くなってきたから、準備を始めようとしたら、もう遅かったそうです。だから、「あのような大津波が来そうな時は、どのような体制をとるのか」ということを、地域のルールとして作っていく必要があると思います。その次は、どのように津波警報をいろんな人たちに伝えていくのか、一人暮らしの人たちにどうやって伝えるのか、一人暮らしの人の中には動けない人もいますので、その動けない人たちがいつもはその家のどの部屋にいるのかなどを、住民たちが把握していくことが非常に大切になってきます。そういうことを見事に組織的にやっている地域がたくさんあります。

例えば、地震が多い静岡県のある町は、「あそこの80歳のおじいちゃん





んに何かあったら、私たち5人で組織するグループが必ず助け出す」というシステムを町の中で作っています。まずは、自分たち家族の身の安全を第一に、次にそのおじいちゃんの救出ということです。だから、「どのような所に買い物に行って」、「親戚の人がいて」、「その親戚の人は週に2回訪ねてくる」という情報をいつも集めています。でも、「監視しているみたいで、気持ち悪いなあ」と思いますよね。だから、さりげなく「ちゃんと電気メーターが回っているか」、「新聞がたまっていないか」ということを、グループの中で連絡し合うようなシステムにしています。

とにかく「何かの課題がこの町にはあるな」って思ったら、「自治会と

は別に、有志で、問題提起のグループを作って、そのグループが中心になりその話を膨らませて行って、「自分たちはこのようなことをやっていますから、皆さんもやってみてください」というように他の地域を刺激し、町全体へと広がって行って、さらに大きな運動になれば、今度は行政に「マンパワーであるとか、予算をくださいよ」という流れで動いている町が多いです。今は自治体もいろんな意味で「住民の力を借りたい」、「一緒にやって行こう」というわけです。市民と議会、市が三位一体になってやって行かないと進めません。だから、逆に我々は提案をもって「こんなことをしましょうよ」と、提案が昔よりできる世の中になってきたと思います。「こんなことは無理だろ」という所に、もしかしたら新しいアイデアがあるかもしれません。

毎年、空き巣被害の届け出だけで、100件前後あった東京の馬橋地区が「挨拶パトロール隊」というのを作りました。そして、1年のうちお正月以外、20人から30人の複数人で、派手な格好をして町をパトロールし、ポスターを作ることによって、町が活性化しました。結論から言いますと、この番組に出てくださってから、翌年の届け出が0件になりました。それで次の年が1件で、ほぼゼロペースになりました。

それはひとえに「空き巣を無くしたい」と言った、ある一人の女性のリーダーの熱意だったんです。当時



「NHKに出る」となった時は反対の声もありました。特に自治会の人は大反対でした。だって「空き巣に狙われた町」として全国テレビに出るわけですから、町の評判が悪くなってしまう。だから、「もし、その番組に出演することによって、本当に空き巣被害が無くなれば、住みやすい町になるのではないですか」と、ものすごい熱意を持って住民の人たちを説得して回りました。その時は、自治会に入っていない人たちを20人集めて、我々の番組に出演してくれました。そして、被害届が激減しました。そうすると自治会も「素晴らしいですね」と感じてになりました。それから8年が過ぎていますが、全国的に空き巣の被害を劇的に減らした町として有名になりました。

た。いろんな町が「馬橋地区はどうやって空き巣被害を減らしたんですか？」って聞きに來たり、リサーチしにくるようになりました。「内閣総理大臣賞」なども受賞しました。なぜそうなったかというと、「空き巣被害を無くす」という目的で集まったにも関わらず、「子ども会が復活した」、「祭りが復活した」、「防災活動が盛んになった」、そして何よりも、若者世代と年配世代が一緒になって、いろんな集まりやサークルができて、今まで、冷たかった町が温かい町になったということを評価されたからです。単なる東京のある町だったのが、この8年でガラッと変わりました。

まちづくりを実行するために、「これは困ったな」、「どんなことをやればいいのか」と思ったら、必ず前例がありますから、まず情報収集してください。そして、「頭の柔らかいリーダー」が必要です。「そんなこと、私たちの町でも昔やったが、うまくいかなかったからやらない」と言う頭の固いリーダーがいると困ります。どんな若い人たちの提案を受け入れて、「その提案は面白いね。やってみようか」と若者たちをどう取り入れるかということが大事になります。そして何より、継続する力というのが大事です。とにかく、これは絵に描いた餅ではなくて、住民自らが実質的にやっていくべきことです。ぜひ、これからの皆さんの活動に期待したいと思います。

パネルディスカッション

【総合司会 平石愛理彩さん(第一中)】

「私がつくる未来のなると」と題して、まちづくりを担う、市民、議会、行政の各代表者が、ともに地域の問題を考え、将来のまちづくりについて語り合います。私が市民の一員として思うことは、将来の鳴門市が、子どもたちの歓声にあふれ、子どもからお年寄りのかたまで、みんなの笑顔があふれるまちになっということなんです。そのため、将来の鳴門市のために、地域で行われているさまざまな活動に積極的に関わっていききたいと思います。



平石愛理彩さん

(コーディネーターとパネリストの紹介の後、山本教授に司会を交代し、ディスカッションを開始)

【自治振興連合会会長 大野繁明さん】

私は自治振興連合会の会長を担っていることもあり、まちづくりは「行政と市民、議会が、三者一体でやっていかなければならない問題



大野繁明会長

だ」と思っています。それで、「自治振興連合会」というのは、平成8年に設立された比較的新しい団体ですが、この会則に「自治意識の向上と、住民相互の親睦を図り、住みよい地域づくりを目的とする」とうたわれています。各14地区の自治振興会でも規程を設けそれぞれ特徴のある活動を行っています。この活動には「婦人会」、「老人会」、「民生委員」、「衛生管理組合」などのいろいろな団体のかたも参加し、協働で地域の活動を行っています。徳島では、こういう「自治振興会」の形でやっている所はないため、非常に関心を集めています。

自治基本条例は「まちづくり条例」とも言われるのですが、現在の「自治振興会」の活動そのものがまちづくりであるというように思っています。NPOやボランティア団体の活動もあります。そのような、皆さんと一緒にできるいろいろな活動が、まちづくりとなり、地域の「安全・安

心」、「住みよいまちづくり」、「健康なまちづくり」につながっていくのではないかと思います。今後ますます私たちが期待されるように、頑張っていきたいと思っています。

【NPO法人OH！なると理事長 神田真奈美さん】

私は関西から鳴門が大好きでやってきました。10年前、高速バスの乗り場は吹きさらしなので屋根をつけてくださいとか、手洗いを設置してくださいとか、市ホームページにメールしました。これも一つのまちづくりへの参加ですね。そして5年前、鳴門の自然を活用したアウトドアスポーツを楽しむNPOを立ち上げました。ここで体験型サービスを提供するために、まず「人づくり」が必要と痛感。文部科学省推進の総合型地域スポーツクラブを知り、「よし、地域スポーツクラブの中で育てよう！」と、設立準備委員会を立ち上げ「あつたらしいなをみんなで創ろう」をスローガンに2年前NICEを設立。最近、プログラムを企画・実践する中で地域のかたから「協力するよ」という声をい



神田真奈美さん

ただきますが、「協力ではなくて、一緒にやりませんか」と応えます。「一緒にやる」がポイント。現場で見えてくる問題を共有し、垣根を超え、仕事として解決に取り組む視点がまちづくりには大切だと思います。

【鳴門高校 鳴井温美さん】

私は「国際理解部」に所属し、平成22年の主な活動は、「海岸清掃」、「募金活動」、「ALTとの交流」です。その中で、特に力を入れてきたのは、「海岸清掃」で、前のALTのサラ先生の「清掃ボランティア活動」をきっかけに、部が中心となり、4月から島田島の海岸清掃を定期的に行っていました。最初は少なかった参加者も、地元のかたなどの協力を得て、回を追うごとに増えていき、サラ先生の帰国直前の7月には、100人まで膨れ上がり、その活動は新聞やテレビに取り上げられました。その結果、10月には県から支援を受けて、自分たちでは処理できなかったごみを撤去してもらえました。この活動を通して、私たちが学んだことは4つあります。「継続すること」、「協力すること」、「振り返って改善すること」、「責任を持つてやり遂げること」です。他には、交流活動の中で、皆さん



鳴井温美さん



と島田島の運動会に参加しました。小さい子から、おじいちゃん、おばあちゃんまでが参加し、あらゆる年齢層のための種目がありました。みんなが積極的で、参加を促す必要がない運動会に驚きました。次は運営もお手伝いし、積極的にまちづくりにつながる活動に参加しようと思います。

三津良裕議長 「鳴門市自治基本条例」が先月の3月18日の議会で可決しました。これを作るにあたり、皆さんのいろいろな長年に渡るご苦労、ご参画ありがとうございました。

同条例の前文の中に、「鳴門市は自然が豊かで、人情味あふれる土地柄」とあります。そして「自然環境や自治体を取り巻く環境が変わっていく中で、これから市民、議会、行政がどうあるべきか、どうするべきか」ということをうたっています。これを中心到我々はもともと、いい町にしたいこうという気持ちを新たにしました。これからは市民の皆さんと「協働して、新しい地域づくり・まちづくり」をしていく必要があります。そして「議会はこうあるべきである」、「議員はこうあるべきである」ということを、ますます議論してやっていきたいと思っています。また、

町内会や自治振興会、地域の皆さんのご協力があったこそ、この鳴門市のまちの「安心・安全」が保たれると思います。私も一議員、一市民としていろいろなことを考え行動し、これからも一つ良い鳴門市にしていこうと思います。

【泉理彦市長】 今までは、市と市民、

議会がどのような関係であったのか、漠然とわかつている状態だったと思います。その関係を明文化したものが「鳴門市自治基本条例」です。明文化したということは、行政と市民の皆さんとの「約束ごと」をしかりと書いたということです。また、必ず覚えてほしいことは市民と行政、議会というトライアングルの関係です。これは、今まで以上に大事なことになります。これから我々三者が同じ方向を向いて、鳴門市の未来のために、新しい町にするためには、具体的にとのようにしていけばいいのかということを、これから策定する第六次総合計画の中にしっかりと盛り込もうと思っています。

市民が主役のまちづくりを実現するため、市民の皆さんに参画をしていただき、一緒に議論をして新しい総合計画を作っていきたいと思っています。

【鳴門教育大学教授 山本準さん】

私が若いころの高度経済成長期の「何かあったら行政に要望して、やってもらう・やらせる」という発想が

根強く残ってききましたが、将来を考えた時に、地域の中に生きていく・地域をつくりあげていくのは、行政に要望するだけでは、立ち行かなくなるのではないかと、やはり「市民自身が一番の主役になって、地域のことを考えて地域を作っていく」という活動がもっと大きくなる必要があると思います。

ある本に「アメリカ人の成人男性の二人に一人が無給で地域活動・ボランティア活動に参加している」と書いてあるのを読み、衝撃を受けたことがあります。そして、それも週平均で5時間以上やっているそうです。アメリカというのは移民開拓国なので、地域社会のつながりが深く、お互いの地域で助け合うという土壌があるわけです。そういう部分も取り入れて、やっていく必要があります。そのためには「自治基本条例」をベースとしながら、行政と議会が住民活動をうまく支援することが大事なのではないかと思っています。行政に要望だけ出して「何とかしろ」ではなくて、「こういうことがしたいから支援してくれ」という関係に変わっていく必要があるのではないかと、いうことを、基調講演やパネルディスカッションを聞いて強く思いました。



三津良裕議長



山本準教授

あなたが主役のまちづくり

鳴門市自治基本条例

前文

私たちのまち鳴門市は、渦潮に代表される雄壮で風光明媚な自然環境に恵まれ、その恵みを生かした農業や漁業、製塩業や化学工業などの産業を築くとともに、古くから本州と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、四国八十八ヶ所霊場巡礼の出発点として、お遍路さんへのお接待にみられるように人情味あふれる土地柄であり、人との出会いや結びつきを大切にしながら、地域の伝統や文化を育んできました。

このような先人たちが大切にし守り続けてきた豊かな資産を将来にしっかりと引き継ぐとともに、自分たちのまちに一人ひとりが希望を持ち、このまちに生きること誇りが持てる鳴門市を目指さなければなりません。

また、鳴門市を取り巻く社会環境が大きく変貌しつつあり、地球環境に配慮した循環型社会の創造、地域の課題の解決に向けた自治の推進、少子高齢社会への対応などに取組んでいくことも求められています。

こうした背景のもと、私たち一人ひとりが、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画するとともに、議会や行政の責務や特性を理解し、信頼し、また補完しあいながら、それぞれの持つ力を発揮して、まちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、鳴門市の自治のあり方を明らかにし、市民等が主役のまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則



(目的)

第1条 この条例は、鳴門市における自治のあり方や市民等及び市の役割等を明らかにするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民等の参画と協働を推進し、市民等が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 鳴門市の区域内(以下「市内」といいます。)に住む人をいいます。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(3) コミュニティ 市内において豊かな暮らしをつくることを目的として形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。

(4) 市民等 市民、市内で働く人及び学ぶ人、事業者並びにコミュニティのことをいいます。

(5) 行政 市長その他の執行機

関をいいます。

(6) 市 議会及び行政をいいます。

(7) 参画 市の政策に関する計画、実施、評価及び見直しの過程に主体的に参加し、政策の決定に加わることをいいます。

(8) 協働 市民等及び市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組むことをいいます。

(9) まちづくり 市民等及び市が、まちをより良くしようとして行う活動のことをいいます。

(位置づけ)

第3条 この条例は、鳴門市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた最高規範性を持つものであり、市民等及び市は、誠実にこれを守らなければなりません。

(基本原則)

第4条 市民等が主役のまちづくりを推進するにあたっての基本原則は、次に掲げるとおりとします。

(1) 市民等及び市は、協働してまちづくりを推進します。

(2) 市民等及び市は、それぞれの役割に応じ、主体的にまちづくりに取り組みます。

第2章 まちづくりの主体



第1節 市民等

(市民等の権利)

第5条 市民等有するまちづくりに参画するための権利は、次に掲げるとおりとします。

(1) 政策の形成、執行、評価及びその評価の反映(以下「政策形成等」といいます。)に参画する権利を有します。

(2) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利を有します。

(3) 市政に関する情報を知る権利を有します。

(4) 行政サービスの提供を受ける権利を有します。

2 市民等は、まちづくりへの

参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けません。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあうとともに、協働によるまちづくりの推進に努めます。

2 市民等は、政策形成等に参画するにあたっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使にあたつては、これを濫用してはなりません。

3 市民等は、行政サービスを受けるにあたり、応分の負担をしなければなりません。

(子どもの権利)

第7条 市及び市民等は、子どもの権利等を尊重するとともに、まちづくりへの参画の機会確保に努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の環境に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努めるとともに、地域の活性化に寄与するよう努めます。

(コミュニティの役割)

第9条 コミュニティは、市民等相互の信頼にもとづき、相互に協力し、自主的に様々な課題の解決に向けて取り組み、まちづくりに努めます。

2 市民、市内で働く人及び学ば人並びに事業者は、コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるとともに、その活動に積極的に参画するよう努めます。

3 行政は、コミュニティの自主性、自律性を尊重し、その活動の多様性にも配慮しながら、推進支援及び連携を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

第2節 議会・議員

(議会の責務)

第10条 議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決しなければなりません。

2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければなりません。

3 議会は、市民等に情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

(議員の責務)

第11条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映するよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めなければなりません。

3 議員は、市政の課題に関する

る調査及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

第3節 行政

(市長の責務)

第12条 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、市民の目線に立った市政運営に努めるとともに、市民等の意向を把握し的確な判断のもとで、効率的な市政運営を図らなければなりません。

3 市長は、市民等の自主的な活動を尊重するとともに、市民等との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めなければなりません。

(行政の責務)

第13条 行政は、市民福祉や生活環境の向上、教育や文化、産業の振興に努めます。

2 行政は、この条例の趣旨にのっとり、市民等の市政への参画の機会を確保し、市民等と協働して、まちづくりを推進するよう努めます。

3 行政は、市民等の主体的なまちづくりを支援し、協働してまちづくりを進めます。

4 行政は、市政について、市民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者としての認識を持ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を守らなければなりません。

3 職員は、市民等との意思疎通を通じて信頼関係の構築に努めます。

4 職員は、積極的に地域の課題解決に向けて努めるとともに、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発等、自己研さんに努めます。



第1節 市民等の参画の原則

(市民等との協働)

第15条 市民等及び市は、相互理解を深めるとともに信頼関係

のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めます。

2 行政は、市民等との協働を進めるにあたり、市民等の自発的なまちづくりを支援するよう努めます。

(施策形成への参画)

第16条 行政は、施策の計画段階から、実施、評価、見直しまでの過程において、市民等の参画を得るよう努めなければなりません。

(政策提案)

第17条 市民等は、より良いまちづくりを進めるために、行政に意見や提言を提出することができます。

2 行政は、市民等からのまちづくりに有用だと認められる意見や提言を、市政に反映するよう努めなければなりません。

(市民等の意見の聴取)

第18条 行政は、市政の重要な政策等の策定にあたっては、広く市民等の意見を募り、その意見を市政に反映するよう努めなければなりません。

(審議会等の運営)

第19条 行政は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」とい

す。)の委員を選任する場合に
は、公募による市民等を含める
よう努めます。

2 行政は、審議会等の会議の
内容を公開するよう努めなけれ
ばなりません。

(市民投票)

第20条 議員及び市長の選挙権
を有する者は、市政に関する重
要事項について、その総数の50
分の1以上の者の連署をもつ
て、市長に対して市民投票の実
施を請求することができます。

2 市長は、市民の意思を確認
する必要があると認める事案に
つき、前項の適法な請求があつ
たときは、市民投票の実施に関
し必要な事項を定めた条例を事
案ごとに議会に提案しなければ
なりません。

3 市長は、前項に規定する条
例について、議会において可決
されたときは、市民投票を実施
しなければなりません。

4 市長及び議会は、市民投票
の結果を尊重しなければなら
ません。

第2節 情報共有 の原則

(情報の公開及び共有)

第21条 市は、市政運営につい
て、更なる公正の確保と透明性

を図り、市民等の参画と協働に
よる開かれた市政を実現するた
め、保有する情報を積極的に公
開するとともに、市民等との情報
の共有に努めなければなりません。

(行政の説明責任)

第22条 行政は、市政に関する
質問、意見及び要望について、
積極的に受け入れ、適切かつ誠
実に説明責任を果たします。

2 行政は、市政に関する苦情、
不服等について、迅速に対応し、
その解決に努めます。

(個人情報保護)

第23条 市は、個人の権利及び
利益が侵害されることのないよ
うに、個人情報の保護を厳正に
行うとともに、自己に係る個人
情報の開示、訂正等を請求する
市民等の権利に対して、適正な
措置を講じなければなりません。

第3節 行政運営 の原則

(総合計画)

第24条 行政は、市政の運営を
図るための総合的な計画(以下
「総合計画」といいます。)を策定
し、計画的かつ効率的に市政を
運営しなければなりません。

2 行政は、総合計画の内容を
実現するため、適切な進捗管理

を行います。

3 行政は、総合計画を、必要
に応じ見直します。

(行政評価)

第25条 行政は、効率的かつ効
果的な市政運営を行うため、行
政評価を実施します。

2 行政は、実施した行政評価の
結果を公表しなければなりません。

3 行政は、行政評価の結果を市
政運営に反映しなければなりません。

(組織体制)

第26条 行政は、事務及び事業
の運営が効率的に行われること
もに、市民等にわかりやすい機
能的な組織づくりを行い、効率
的な行政運営と行政サービスの
向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第27条 行政は、財政の見直し
を常に進めるとともに、効率的
かつ効果的な財政運営を行うこ
とにより、財政の健全化に努め
なければなりません。

2 行政は、保有する財産、地
方債及び一時借入金の現在高そ
の他財政に関する事項につい
て、市民等にわかりやすく公表
しなければなりません。

(国、県及び他の自治体との関係)

第28条 市は、国及び徳島県と
の適切な役割分担のもとで、連
携し協力します。

2 市は、行政運営上の課題の
解決と行政サービスの向上を図
るため、他の自治体と相互に連
携し協力するよう努めます。

第4節 雑則



(実効性の確保)

第29条 市は、この条例の趣旨
が実現されるよう、制度の整備
に努めなければなりません。

(条例の見直し)

第30条 この条例を見直す必要
が生じたときは、市民が参画す
る審議会等の意見を聞いたうえ
で見直しを行います。

附 則

この条例は、公布の日から起算
して8月を超えない範囲内にお
いて規則で定める日から施行し
ます。

いま地域の力を示すとき

今後、市では、11月を目
標に「鳴門市自治基本条例」
を施行できるよう、本条例
第20条に規定されている
「市民投票」の実施請求に関
するルールを整備します。

また、自治基本条例の基
本原則にあるように市民の
皆さんと行政が互いに補完
しあいながら、まちづくり
を進めるためには、「協働」
の考え方や進め方につい
て、互いに理解を深め、共
通認識を持つて取り組む
必要があります。そこで、
「協働のまちづくり指針(仮
称)」を策定し、協働による
まちづくりの浸透と拡充を
図っていきます。

引き続き、広報なるとで
も、自治基本条例のポイン
トを詳しく連載するととも
に、市民の皆さんに分かり
やすく本条例を説明する出
前講座などを開講していき
ます。

問 市役所市民協働推進課

☎684・1375